

新監査公表第 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

平成27年11月26日

新潟市監査委員 貝 瀬 壽 夫
 同 宮 本 裕 将
 同 水 澤 仁
 同 小 泉 仲 之

監査結果等に基づく措置

平成26年度財政援助団体等監査結果報告（平成27年7月27日新監査公表第4号）分

監 査 の 結 果 等 (意見の内容)	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
施設の利用促進について 指定管理者は市民ニーズを肌で感じる ことのできる立場にあることから、単なる「施設」の管理ではなく、施設に求められているニーズに対応した企画運営を図る必要がある。そのためには、指定管理者との情報交換を密に行い、指定管理者と市の所管課をはじめとする行政の双方が、施設のあるべき方向性を共有することが望まれる。	新潟市歴史博物館は指定管理施設ではあるが、歴史文化課の職員（一部職免）を3名配置し、各週に行われる課内連絡会議にも歴史博物館にいる職員が参加し、所管課との情報共有を図っている。「平成25年度 公の施設目標管理型評価書」において、年間入館者数の減については、課内で検討し、市民にもっとわかりやすく、親しみやすい企画展になるよう指導した。その結果、平成27年度は、わかりやすく親しみやすい企画展タイトルを付け、夏休み期間の企画展では、キャラクターを使用した説明や4コマ漫画を利用した展示説明など、子どもたちの興味をひくように、演出に工夫を凝らし、大変好評であった。これからも市民目線で、市民のニーズに配慮した企画となるよう、歴史博物館と歴史文化課で連携を図っていく。（平成27年7月1日～）		文化スポーツ部 歴史文化課
	指定管理者と北区地域課で把握している市民の声や要望等の情報を共有するとともに、施設の現状把握と問題の確認を行うため、平成23年6月から毎月1回指定管理者と北区地域課の定例会を開催している。定例会では指定管理者からの事業報告だけでなく、現在の問題点の洗い出しを行い、双方意見を出しながら解決案とそれぞれの役割を協議し、今後の施設の方向性の確認や施設利便性の向上を図っている。（平成23年6月～）		北区 地域課
	指定管理者との情報交換を密に行い、市民ニーズ等を把握することにより施設のあるべき方向性を共有し、的確な企画運営を行うことで施設の利用促進を図る。 （平成27年9月1日～平成28年3月31日）		秋葉区 地域課

監査の結果等 (意見の内容)	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
<p>運営上のインセンティブについて</p> <p>指定管理者の有する技術力やノウハウを活用し、住民サービスの向上を図るためには「利益の創出」という原動力が有効であると考えられる。特に民間法人に対して利益創出のためのインセンティブを付与することについては、具体的な検討が望まれる。一方、利益創出のインセンティブは、指定管理者が利益創出に過度な力点を置き、本来の業務に必要な経費をかけなくなることによって住民サービスの低下を招くという恐れもあるため、利益創出のインセンティブの付与と同時に、所管課による指定管理者ごとの収支内容についての適切な評価が求められる。</p>	<p>指定管理者制度を導入する際には、民間のノウハウを生かし、住民サービスの向上や経費の削減を図る提案を求めています。民間事業者等は指定管理者に選定されるため、経費の削減だけではなく、住民サービスの向上のための取組を提案します。施設所管課は、指定管理者がその提案内容にきちんと取り組んでいるかを、モニタリングを通じて適切に管理する事が必要です。今後はさらに、指定管理者が住民サービスの向上に取り組んだ結果への適切な評価や、その評価結果を次期選定において加点するなどのインセンティブの付与について、他都市の取組も研究しながら引き続き検討していきます。検討結果については、必要に応じ、事務処理要領を見直すとともに、毎年、年度当初に行っている指定管理者制度の担当者説明会において周知していきます。</p> <p>(平成27年10月9日～平成28年3月31日)</p>		総務部 行政経営課
	<p>監査報告でも指摘されているとおり、公益財団法人の性格上、インセンティブの付与は困難である。しかし、適切な評価により、指定管理者の意欲向上の動機付けとなるような対応を課内で検討した。</p> <p>4半期ごとに提出される月次報告書が収支報告など数字の報告のみとなっていたので、来年度からは、提出時に、指定管理者から来館者アンケートや入館者の増減に対する自己分析や評価などを記載してもらい、所管課もコメントを添付して返すようにして、詳細にモニタリングを行うことにより、適切な評価に努めるようにする。来年度から新指定期間に更新されることもあり、平成27年度中に所管課と指定管理者で協議し、やり方や書式の検討を行い、平成28年度から実施したい。(平成28年4月1日～)</p>		文化スポーツ部 歴史文化課
<p>運営上のインセンティブについて</p> <p>所管課による月次及び年次報告書の確認状況の閲覧で、指定管理者から提出された報告書を形式的に受領しているだけと思われる状況も見受けられたため、所管課による指定管理者への評価体制について、再認識の必要がある。</p>	<p>月次及び年次報告書については、指定管理者から提出された後、地域課長まで供覧している。指定管理者が施設の設置目的を十分に理解したうえで適正に業務を履行し、提案書や公の施設目標管理型評価書の評価項目に基づき十分なサービス提供を行っているか、経費節減等の努力を行っているか等を適切に評価するため、報告書の内容については十分に精査し、懸案事項については必要に応じて毎月開催している定例会の議題にあげ、指定管理者に助言・指導を行っていく。</p> <p>(平成27年10月1日～)</p>		北区 地域課
	<p>指定管理者から提出される月例報告書等については、江南区では、利用者数や使用料収入を過去5年間の実績と比較している。今後も引き続き、同様の比較分析を行うとともに、月例ミーティングでの内容やアンケート調査の結果、施設訪問時における利用者の声を直接聞くことにより、評価体制を更に整えて行きたい。</p> <p>(平成22年4月～)</p>		江南区 地域課
	<p>月次及び年次報告書により管理運営状況を把握するとともに、必要に応じて指定管理者に内容の説明を求め、運営上のインセンティブと収支状況を適切に評価できるよう努める。</p> <p>(平成27年9月1日～平成28年5月30日)</p>		秋葉区 地域課

監査の結果等 (意見の内容)	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
経費の削減について 経費削減は指定管理者制度導入の目的の一つであるが、過度に経費削減を課してしまうと住民サービス低下につながる可能性があることには留意しなければならぬ。限られた予算のなかでいかにサービスの量や質を高めるか、そのために指定管理者からの提案をどのように引き出すかについて、所管課は改めて検討することが望まれる。	経費削減については、利用者の満足度を落とさないよう留意しながら、光熱水費の削減に努めてもらっているところであるが、定期的に歴史文化課の職員も歴史博物館を訪れ、現場職員が気づかない点を指導するなど、積極的に関わっていく。実際、手洗いの温水の温度管理について確認・指示を行った。今後も情報交換を密にし、書面だけでなく、お互いに改善提案をしながら、経費節減に努めていく。(平成27年7月1日～)		文化スポーツ部 歴史文化課
	施設の設置目的、住民ニーズや要望、法令の遵守を踏まえたうえで、支障がない限りにおいて、指定管理者による文化事業を積極的に認め、促していくこととする。また、結果等の内容について把握するとともに、よりよい事業の推進のために、地域課職員も他館の情報を得るなど見分を広め、積極的に助言等の協力を行っていくこととする。(平成27年10月1日～)		北区 地域課
	江南区では、体育施設を運営する指定管理者との毎月のミーティング等を通じて、情報の共有を図っている。今後も住民サービスの量や質を高めるよう、施設の管理経費の有効活用や自主事業への取り組み等状況を分析し、指定管理者と協力・協議しながら、限られた予算の中で最大限の効果を出せるよう努めていきたい。(平成21年12月～)		江南区 地域課
	経費削減や住民サービスを含む管理運営全般について、指定管理者と定期的に打合せを行い、情報・課題等を共有し、効果的・効率的な管理運営に努める。 (平成27年9月1日～平成28年3月31日)		秋葉区 地域課
労務管理について 指定管理者において、正職員の採用が躊躇されているという状況が認められた。指定管理者の業務レベルを向上させ、施設でのサービス向上を実現するためには職員の安定雇用の促進がポイントであると考えられることから、今後とも検討が必要である。	指定の期間は、「新潟市公の施設に係る指定管理者制度に関する指針」により、「原則として3～5年間」としています。今回の意見のように、指定管理者の業務レベルを向上させるためには、職員の安定雇用の促進が重要であるものの、制度上、指定管理期間には限りがあることから、指定管理者が行う雇用形態を市側で統制することは難しいものと考えています。 指定管理者における職員の安定雇用の取組は、指定期間の延長に限らず、受託した民間事業者等の内部での配置転換や、他の指定管理施設の指定の受託に向けた取組等、様々な対応が考えられます。今後も指定期間について、他都市の状況を研究しながら、引き続き検討していきます。 (平成27年10月9日～平成28年3月31日)		総務部 行政経営課
会計処理及び報告について 収支報告書において、間接費の見積りに客観性が認められない場合は、間接費の計上額を恣意的に操作できてしまう恐れがあり、指定管理者の努力の適否を判断する指標となる収支差額を正しく評価することができなくなることにつながりかねない。間接費の配賦基準を全ての施設に一律の基準で決定することは難しいが、モニタリングを行ううえで、所管課と指定管理者との協議等により施設ごとに客観的な基準を明確にしたうえで、会計処理を行う必要がある。 また、収支報告書は市民に公表されているものであることから、基本的な様式は統一されることが望まれる。	ご意見のとおり、間接経費の計上自体は問題ないものと考えています。間接経費の額の客観的な基準については、すぐには難しいと考えますが、他都市でも同様の指摘を受けている事例があることから、その対応等を研究し、検討していきます。 また、収支報告書は指定管理者の取組成果を図る重要な資料であるため、一般に公開しているものです。収支状況報告書は、「指定管理者制度運用の手引き」に参考様式集として統一の様式を掲載しているので、毎年、年度当初に実施している指定管理者制度の担当者説明会において、引き続き周知を徹底していきます。 (平成27年10月9日～平成28年3月31日)		総務部 行政経営課

監査の結果等 (意見の内容)	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
関係法令に基づく履行について 再委託契約書の内容について、所管課によるチェック体制が不十分である事案が見られた。契約書等は後日の紛争を予防するために重要なものであることから、内容について適切に確認することが必要である。	指定管理者制度運用の手引きでは、必要に応じて指定管理者が再委託先と交わした契約書の写しの提出を求める旨の記載があるが、今まで実施していなかった。 今後は、指定管理者に対して再委託に関わる契約書等の写しの提出を求め、市として再委託先との契約内容等の把握に努め、必要に応じて助言・指導していく。(平成27年10月1日～)		北区 地域課
	再委託を承認した後、指定管理者と再委託先との契約書の写しなどの提出を求め、契約内容の確認に努める。 (平成27年9月1日～平成28年3月31日)		秋葉区 地域課
施設の維持管理について 施設の維持管理は、予想外の対応が必要となる場合や、費用が想定以上となる場合も考えられることから、定期的に施設の視察を実施するなど、日ごろから現状の確認を行うことが必要である。 また、実際の施設の運用にあたり、レイアウト(構造)上の問題点に直面しているという事案が見られたことから、指定管理者と十分な協議を行うなかで、住民サービスの向上に欠かせないものについては、改修や増設も検討する必要がある。	歴史博物館については、平成26年度に、老朽度調査で施設の現状を把握し、長期修繕計画を作成した。それに基づき、予算要求も行っている。なかなか予算がつかない中でも、市民の安全に関わる内容は緊急修繕を行い、適切に対応している。今後も、施設の状況把握に努め、関係各課と連携しながら、改修を計画的にすすめていきたい。(平成27年7月1日～)		文化スポーツ部 歴史文化課
	施設の維持管理については、定期的に施設を訪問し、現状の確認を行っている。月1回の定例会では、指定管理者と一緒に改修や修繕が必要な箇所のチェックを行い、対応を検討し、緊急度・優先度の高いものから改修等を実施している。 (平成23年6月～)		北区 地域課
	江南区では、指定管理者制度を導入した平成21年度より体育施設を運営する指定管理者と毎月現場でミーティングを実施し、情報の共有と現状の確認を行っている。今後、亀田総合体育館における省エネ事業(ESCO事業)に向けた改修工事があることから、それらも含め、引き続き指定管理者との協議や施設訪問を通して、施設の維持管理に努めていきたい。 (平成21年12月～)		江南区 地域課
	施設の維持管理については、指定管理者と十分に協議を行い、課題等の共有に努め、必要に応じて改修等の対応を行う。 (平成27年9月1日～平成28年3月31日)		秋葉区 地域課